

令和5年度 日本遺産魅力発信推進事業

事業区分	事業概要	予算額 (単位：円)	決算額(見込) (単位：円)
普及啓発事業	日本遺産那須野が原デジタルスタンプラリー ・構成文化財やその周辺スポットを周遊するデジタルスタンプラリーの実施 ※契約済（令和5年7月13日） 委託業者：東栄広告株式会社	4,600,000	4,598,000
普及啓発事業	日本遺産那須野が原サイクリングツアー ・令和3年度に作成したサイクルマップ（コース）を活用したツアーの実施 ※ツアー中止に伴い契約変更 （当初:令和5年5月31日 変更:令和5年11月10日） 委託業者：株式会社栃木プロジェクトプロ	1,600,000	715,000
普及啓発事業	日本遺産那須野が原オリジナルマスキングテープ制作 ・構成文化財31件やロゴ等をモチーフにしたオリジナルのマスキングテープの制作 ※サイクリングツアー中止に伴い、追加で実施 契約済（令和5年12月26日） 委託業者：砂川印刷株式会社	—	462,550
普及啓発事業	「那須野が原のものがたり」絵本読み聞かせデータ制作 ・ストーリーブック「那須野が原のものがたり」の絵本部分の読み聞かせデータの制作 ※サイクリングツアー中止に伴い、追加で実施 契約済（令和5年12月26日） 委託業者：株式会社 Drifter	—	265,000
	事業費計	6,200,000	6,040,550
	総務費	800,000	800,000
	合計	7,000,000	6,840,550

■その他（※他団体との協力事業）

◎塩原温泉むすめ「塩原八弥」オリジナルデザイン、SDパネル制作

・事業費：77,000円

・デザイン、SDパネルを本協議会で制作し、バッジ等のグッズ販売は塩原温泉観光協会で実施予定。

◎オリジナルフレーム切手・・・オンラインも含め、販売期間中に完売。

1. 日本遺産那須野が原デジタルスタンプラリー

(1) 事業の目的

日本遺産「明治貴族が描いた未来～那須野が原開拓浪漫譚～」の構成文化財や周辺スポットを周遊する、幅広い世代が参加できるデジタルスタンプラリーを実施することで、日本遺産那須野が原のストーリーや構成文化財の魅力を多くの人に知ってもらうとともに、観光客の誘客と滞在時間の延長・周遊の促進を図ることを目的とする。

(2) 事業の内容

- ・構成市町内にある日本遺産構成文化財や周辺観光スポット等を含めたエリアの周遊を促進するため、デジタルコンテンツを活用したスタンプラリーを実施する。
- ・広く参加が促されるよう、スタンプの獲得数に応じた賞品を設定し、抽選で賞品を贈呈する。
- ・効果的な周知が図られるよう、スタンプラリーの広報PRを行う。
- ・構成文化財だけでなく、周辺観光スポット等にもスタンプを設置することで、地域経済の活性化を図る。
- ・アンケートを実施することで、参加者の情報や周遊の行動履歴等を集計・分析する。

(3) 実施方法

プロポーザル方式により、東栄広告株式会社と契約

(4) 実施状況

- ・8月13日～11月30：スタンプラリー開催（参加者数：1518人）
- ・12月～2月：抽選・賞品発送
- ・3月中旬：アンケート分析の報告書提出

2. 日本遺産那須野が原サイクリングツアー

(1) 事業の目的

令和3年度に実施したポタリング推進事業において観光客の滞在時間の延長・周遊の促進を図るため、周遊コースの開発を行った。当該事業で作成した周遊コース（日本遺産 那須野が原サイクリングマップ）を活用し、ツアーを実施することで観光誘客を図ることを目的とする。

(2) 事業の内容

- ・周遊コース（日本遺産 那須野が原サイクリングマップ）を活用したツアーを実施する。
- ・構成文化財を巡るだけでなく、食を取り入れることで、地域経済の活性化を図る。
- ・初級、中・上級でカテゴリーを分けて実施することで、幅広い客層の参加を促す。
- ・アンケートを実施することで、持続的な着地型旅行商品へとつなげる。

(3) 実施方法

株式会社栃木プロジェクトとの随意契約

(4) 実施状況

別紙のとおり

3. 日本遺産那須野が原オリジナルマスキングテープ制作

(1) 事業の目的

令和4年度のPRグッズ制作の際に制作希望があったものの、予算との兼ね合いから見送ったもの。日本遺産フェスティバル等のイベントにおいて、SNSフォローにより配布する協議会もあり、人気のあるノベルティのため、ばらまきでは

なく、何らかのコンタクトがあった人に配布するノベルティとして制作する。

(2) 事業の内容

- ・構成文化財 31 件やロゴ等をモチーフにしたオリジナルデザインとする。
- ・1000 巻制作する。

(3) 実施方法

3 者見積合わせにより、砂川印刷株式会社と随意契約

(4) 実施状況

- ・1月～2月：デザイン制作、発注
- ・3月中旬～下旬：納品

4. 「那須野が原のものがたり」絵本読み聞かせデータ制作業務

(1) 事業の目的

令和4年度に制作したストーリーブック「那須野が原のものがたり」には音源データがないため、目で見ることができなかった。より幅広く、多くの人にストーリーを届けることを目的とし、絵本部分の読み聞かせデータを制作する。

(2) 事業の内容

- ・絵本部分のデータを使用し、YouTube、Web サイト等での公開に対応できるデータを制作する。
- ・オリジナルの BGM 制作、背景イラストの制作、映像編集
- ・フリーランスの声優（中級クラス以上）の声で音源制作

(3) 実施方法

株式会社 Drifter との随意契約

(4) 実施状況

- ・1月～2月：制作
- ・2月～3月：公開

日本遺産那須野が原サイクリングツアーについて

■事業の経過

【当初】6月に那須塩原市、初秋に大田原市で実施予定とし、募集を開始

・第1回

日程：令和5年7月8日（土）・7月9日（日）

会場：那須塩原市内

申込期間：令和5年6月7日（水）～6月30日（金）

・第2回

日程：10月下旬～11月下旬

会場：大田原市内

▶第1回が最小催行人数に満たなく中止。実施方法等を再検討。

【変更後】実施内容、申込方法等を再検討し実施時期をずらして実施

・第1回

日程：令和5年11月18日（土）・11月19日（日）

会場：那須塩原市内

申込期間：令和5年9月23日（日）～10月31日（火）

・第2回

日程：令和5年11月25日（土）・11月26日（日）

会場：大田原市内

申込期間：令和5年9月23日（日）～10月31日（火）

▶第1回、第2回ともに最小催行人数に満たなく中止。

■実施内容、申込方法等

【当初】

○交通手段

①自転車専用バス（B.B.BASE）を活用し、都内から送客

②現地集合・現地解散

○募集方法

ジェイアールバス関東 HP 専用サイトにて申込

○周知方法

市・観光局・ジェイアールバス関東 HP、チラシ・ポスター設置（JR 駅、観光施設）

【変更後】

○交通手段

現地集合・現地解散

○募集方法

スポーツエントリー専用サイトにて申込

○周知方法

市・観光局 HP、チラシ・ポスター設置（JR 駅、観光施設）、スポーツエントリーでの周知、那須高原ロングライド 2023 参加者全員にチラシ配布、那須高原ロングライド参加者（2015～2023）参加者へメール配信

令和5年度那須野が原開拓日本遺産活用推進協議会 収支決算見込

資料1-3

収入の部

(単位：円)

項目	予算額 (A)	決算見込額 (B)	比較 (A-B)	備考
1. 補助金	0	0	0	
(1) 国庫補助金	0	0	0	文化芸術振興費補助金 (令和2年度で、国の補助期間である3年間で終了)
2. 負担金	7,000,000	7,000,000	0	構成市町負担金
(1) 那須塩原市	7,000,000	7,000,000	0	那須塩原市で、総事業費を負担金として一括で支出
※総務費分	443,000	443,000	0	※協議会の運営等の費用
※(2)大田原市	204,000	204,000	0	※那須塩原市へ納入
※(3)矢板市	112,000	112,000	0	※那須塩原市へ納入
※(4)那須町	127,000	127,000	0	※那須塩原市へ納入
3. 貸付金	0	0	0	構成市町貸付金
(1) 那須塩原市	0	0	0	(国庫補助期間が令和2年度で終了したため、貸付金の制度についても令和2年度で終了)
(2) 大田原市	0	0	0	
(3) 矢板市	0	0	0	
(4) 那須町	0	0	0	
4. 繰越金	1,899,227	1,899,227	0	
(1) 繰越金	1,899,227	1,899,227	0	前年度繰越金
5. 雑収入	40	40	0	
(1) 雑収入	40	40	0	預金利子
合計	8,899,267	8,899,267	0	

支出の部

(単位：円)

項目	予算額 (C)	決算見込額 (D)	不用額 (C-D)	備考
1. 総務費	800,000	544,436	255,564	
(1) 旅費	400,000	313,620	86,380	出張旅費等
(2) 需用費	300,000	158,550	141,450	消耗品、契約用収入印紙等
(3) 役務費	80,000	52,266	27,734	振込手数料、通信運搬費
(4) 委託料	0	0	0	
(5) 負担金	20,000	20,000	0	日本遺産連盟負担金
2. 事業費	6,200,000	6,040,550	159,450	
(1) 情報発信事業	0	0	0	
(2) 人材育成事業	0	0	0	
(3) 普及啓発事業	6,200,000	6,040,550	159,450	デジタルスタンプラリー、サイクリング、マステ、読み聞かせ
(4) 調査研究事業	0	0	0	
(5) 公開活用整備事業	0	0	0	
3. 貸付金返還金	0	0	0	
(1) 貸付金返還金	0	0	0	構成市町貸付金返還金
4. 予備費	1,899,267	0	1,899,267	
(1) 予備費	1,899,267	0	1,899,267	
合計	8,899,267	6,584,986	2,314,281	

収入額(見込) 8,899,267円

支出額(見込) 6,584,986円

差引 2,314,281円 令和6年度へ繰越(見込)

令和6年度 日本遺産魅力発信推進事業（案）

事業区分	事業概要	予算額 (単位：円)
普及啓発	<p>(仮)日本遺産那須野が原演劇制作</p> <p>・日本遺産「明治貴族が描いた未来～那須野が原開拓浪漫譚～」を題材とした演劇の制作。(2か年計画の1年目)</p>	2,000,000
普及啓発・観光	<p>(仮)日本遺産那須野が原フォト&カードラリー</p> <p>・構成文化財を巡って写真を撮り、その写真を博物館等の構成文化財施設で提示し、構成文化財カードを集める。</p>	1,000,000
観光	<p>(仮)日本遺産那須野が原周遊促進事業</p> <p>・周遊促進・滞在延長・宿泊を促す事業を実施</p>	3,200,000
観光	<p>(仮)日本遺産パンフレットの一部分変更・増刷</p> <p>・日本遺産パンフレットの在庫がなくなったため、那須塩原市の部署名を修正し、増刷。10000部予定。</p>	300,000
	事業費計	6,500,000
	総務費	800,000
	合計	7,300,000

1. (仮) 日本遺産那須野が原演劇制作

(1) 事業の目的

日本遺産「明治貴族が描いた未来～那須野が原開拓浪漫譚～」のストーリーを演劇で伝えることにより、郷土愛の醸成と次世代への継承につなげることを目的とする。

(2) 事業の内容

- ・日本遺産那須野が原のストーリーを演劇として制作する。
- ・令和6、7年度の2か年計画で制作し、令和7年度の日本遺産の日（2月13日）付近に上演する。

(3) 実施方法

一般社団法人 日本教育演劇道場（らくりん座）との随意契約

(4) スケジュール

2か年計画の1年目として、脚本と制作を実施

2. (仮) 日本遺産那須野が原フォト&カードラリー

(1) 事業の目的

構成文化財を巡ることで周遊を促進するとともに、構成文化財の写真や説明が書かれた文化財カードによって、日本遺産那須野が原を構成する文化財について知ってもらう。

(2) 事業の内容

- ・構成文化財を巡って写真を撮り、その写真を博物館や資料館等の有人の構成文化財施設で提示し、その写真の構成文化財カードをもらう仕組みにする。
- ・全ての構成文化財カードを集めると、カードフォルダーや特別なカードがもらえる。

(3) 実施方法

未定

(4) スケジュール

7月～8月には文化財カードの配布が開始できるように準備する。

3. (仮) 日本遺産那須野が原周遊促進事業

(1) 事業の目的

日本遺産「明治貴族が描いた未来～那須野が原開拓浪漫譚～」の構成文化財や周辺スポットを周遊する事業を実施することで、日本遺産「明治貴族が描いた未来～那須野が原開拓浪漫譚～」の認知度向上、観光客の滞在時間の延長及び地域経済の活性化を目的とする。

(2) 事業の内容

- ・日本遺産「明治貴族が描いた未来～那須野が原開拓浪漫譚～」の構成文化財や周辺観光スポット等を周遊する事業を実施する。
- ・滞在時間の延長及び地域経済の活性化を図るため、宿泊を促すような事業構成とする。

(3) 実施方法

プロポーザル方式

(4) スケジュール

7月～8月（夏休み）期間に実施

令和6年度那須野が原開拓日本遺産活用推進協議会 収支予算(案)

資料2-3

収入の部

(単位：円)

項目	予算額 (A)	前年度予算額 (B)	比較 (A-B)	備考
1.補助金	0	0	0	
(1)国庫補助金	0	0	0	文化芸術振興費補助金 (令和2年度で、国の補助期間である3年間が終了)
2.負担金	7,000,000	7,000,000	0	構成市町負担金
(1)那須塩原市	7,000,000	7,000,000	0	那須塩原市で、総事業費を負担金として一括で支出
※総務費分	443,000	443,000	0	※協議会の運営等の費用
※(2)大田原市	204,000	204,000	0	※那須塩原市へ納入
※(3)矢板市	112,000	112,000	0	※那須塩原市へ納入
※(4)那須町	127,000	127,000	0	※那須塩原市へ納入
3.貸付金	0	0	0	構成市町貸付金
(1)那須塩原市	0	0	0	(国庫補助期間が令和2年度で終了したため、貸付金の制 度についても令和2年度で終了 了)
(2)大田原市	0	0	0	
(3)矢板市	0	0	0	
(4)那須町	0	0	0	
4.繰越金	2,314,281	1,899,227	415,054	
(1)繰越金	2,314,281	1,899,227	415,054	前年度繰越金
5.雑収入	40	40	0	
(1)雑収入	40	40	0	預金利子
合計	9,314,321	8,899,267	415,054	

支出の部

(単位：円)

項目	予算額 (C)	前年度予算額 (D)	比較 (C-D)	備考
1.総務費	800,000	800,000	0	
(1)旅費	400,000	400,000	0	出張旅費等
(2)需用費	300,000	300,000	0	消耗品、契約用収入印紙等
(3)役務費	80,000	80,000	0	振込手数料、通信運搬費
(4)委託料	0	0	0	
(5)負担金	20,000	20,000	0	日本遺産連盟負担金
2.事業費	6,500,000	6,200,000	300,000	
(1)組織整備	0	0	0	
(2)戦略立案	0	0	0	
(3)人材育成	0	0	0	
(4)整備	0	0	0	
(5)観光事業化	3,500,000	0	3,500,000	周遊、パンフ
(6)普及啓発	3,000,000	6,200,000	△ 3,200,000	演劇、カード
(7)情報編集・発信	0	0	0	
3.貸付金返還金	0	0	0	
(1)貸付金返還金	0	0	0	構成市町貸付金返還金
4.予備費	2,014,321	1,899,267	115,054	
(1)予備費	2,014,321	1,899,267	115,054	
合計	9,314,321	8,899,267	415,054	

■令和6年度の日本遺産の財源及び構成市町の負担について

・令和5年度までと同様に、那須地域定住自立圏の特別交付税を活用する。

・那須塩原市は、年度当初に負担金を一括で支出するが、実際に負担する金額は、総事業費から、他市町の負担金及び特別交付税の交付額を引いた額となる。

那須塩原市から協議会への負担金	7,000,000	
各市町負担金(※総務費分)	443,000	※大田原市 + 矢板市 + 那須町
特別交付税算入額	6,557,000	※総事業費 - 各市町負担金
特別交付税交付額	5,245,000	※特別交付税算入額の8割(※千円未満切捨て)
那須塩原市が実際に負担する額	1,312,000	※総事業費 - 各市町負担金 - 特別交付税交付額

日本遺産那須野が原の総括評価・継続審査について

1. 背景

- ・「日本遺産」は平成 27 年 3 月に事業が創設され、現在 104 件が認定されている。
- ・認定後 3 年間を目途に重点的な支援を実施。
- ・支援期間終了後、取組状況に温度差があるなど課題が見受けられた。
- ・令和 3 年度より総括評価・継続審査を導入。

2. 総括評価・継続審査

- ・認定から 6 年間の地域活性化計画の計画期間終了後、総括評価・継続審査を受ける。
総括評価・・・①計画目標達成評価、②取組内容評価
継続審査・・・③計画審査（※新たに 3 年間の計画期間で地域活性化計画を作成）
- ・①、②、③について日本遺産審査・評価委員会の審査を受け、認定の更新が決定される。
参考：H27 年度認定地域の結果・・・重点支援 4 件、認定 10 件、条件付 4 件
H28 年度認定地域の結果・・・重点支援 3 件、認定 13 件、条件付 3 件
H29 年度認定地域の結果・・・重点支援 2 件、認定 13 件、条件付 2 件
※条件付地域と候補地域は 3 年間競い合い、上位の地域を日本遺産とする。3 年後の総括評価によっては、既存認定地域であっても認定取消を受けることがある。

3. 日本遺産那須野が原について

- ・平成 30 年 5 月に認定。 ※地域活性化計画（H30 年度～R 5 年度）を作成。
- ・平成 30 年度～令和 2 年度の 3 年間で支援期間。
- ・令和 3 年度から那須地域定住自立圏の事業の 1 つに位置づけ、特別交付税を活用。
- ・令和 5 年度に地域活性化計画の計画期間が終了。

4. 次期計画への記載事項

- (1) 将来像
- (2) 地域活性化計画における目標
- (3) 地域活性化のための取組の概要
- (4) 実施体制
- (5) 日本遺産の取組を行う組織の自立・自走
- (6) 構成文化財の保存と活用の好循環の創出に向けた取組
- (7) 地域活性化のために行う事業 ※ 7 つの観点で設定
(組織整備、戦略立案、人材育成、整備、観光事業化、普及啓発、情報編集・発信)

5. 今後の予定

- ・令和 6 年 1 月～ 2 月・・・実績報告書、次期計画を作成
- ・令和 6 年 1 月 29 日(月)～ 2 月 26 日(月)17 時・・・本申請前の文化庁との相談期間
(※様式チェックのみ。内容については審査に関わるため回答なし。)
- ・令和 6 年 3 月 1 日(金)～ 3 月 7 日(木)17 時・・・本申請（実績報告書、次期計画を提出。）
- ・令和 6 年 4 月～ 6 月・・・有識者による現地調査等
- ・令和 6 年 7 月・・・審査結果公表

那須野が原開拓日本遺産活用推進協議会規約

(名称)

第1条 この協議会は、那須野が原開拓日本遺産活用推進協議会（以下「協議会」という。）という。

(目的)

第2条 協議会は、日本遺産「明治貴族が描いた未来～那須野が原開拓浪漫譚～」(以下「日本遺産」という。)について、ストーリーに関連した歴史や文化遺産を整備・活用し、国内外に広く発信するとともに、観光振興を図り、地域活性化を推進することを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 国内外に向けた日本遺産の情報発信に関すること。
- (2) 日本遺産ストーリーの理解の促進及び普及啓発に関すること。
- (3) 日本遺産の魅力の向上並びに周辺環境等整備に関すること。
- (4) 日本遺産を活用した観光産業等の振興に関すること。
- (5) その他協議会の目的を達成するために必要と認められること。

(会員)

第4条 協議会は、日本遺産の魅力発信及び普及啓発に関わる自治体の関係部局、文化財関連団体、観光・産業関連団体等で組織する。

- 2 会員の任期は、1年とし再任を妨げない。
- 3 会員の追加は、会長の承認を得るものとする。

(役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 監事 2名

(役員を選任及び任期)

第6条 役員は総会において選任する。

- 2 役員任期は、1年とし再任を妨げない。
- 3 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 役員は、任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行うものとする。

(役員職務)

第7条 会長は、協議会を代表し会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、副会長がその職務を代行する。
- 3 監事は、協議会の会計を監査する。

(総会)

第8条 この協議会の総会は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 総会は、次に掲げる事項を審議し、及び議決する。
- (1) 役員を選任に関する事。
 - (2) 事業計画の策定に関する事。
 - (3) 予算及び決算に関する事。
 - (4) 規約の制定及び改廃に関する事。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、協議会の運営に関わる重要事項の決定に関する事。
- 3 総会は、会員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 4 総会の議事は、出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 5 総会に出席できない会員は、必要に応じて、あらかじめ会長に報告したうえで、代理の者を出席させることができる。

(運営部会)

第9条 会長は、協議会の円滑な運営を図るため、必要と認めるときは、総会の議決を経て、運営部会を置くことができる。

- 2 運営部会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第10条 協議会の事務局は、那須塩原市教育委員会教育部生涯学習課に置く。

- 2 事務局について必要な事項は、会長が別に定める。

(会計)

第11条 協議会の運営に必要な経費は、助成金、負担金、協賛金その他の収入をもって充てる。

- 2 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。ただし、設立年度は設立の日から翌年3月31日までとする。
- 3 会長は、毎会計年度予算を調製し、総会の承認を得なければならない。
- 4 協議会の出納は、会長が行う。
- 5 会長は、毎会計年度終了後に決算を調製し、監査に付した後、総会に報告しなければならない。
- 6 前各項に定めるもののほか、協議会の会計について必要な事項は、総会で定める。

(協議会解散の場合の措置)

第12条 協議会が解散する場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長がこれを決算する。

(補則)

第13条 この規約に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規約は、平成30年6月20日から施行する。